

学 校 生 活

学校生活においては、基本的な生活習慣を守り、積極的に学習や行事に取り組むこと。

基 本

1. 生徒は、本校在学中、常に生徒証および生徒手帳を携行すること。

学 習

1. 学校生活の中心は、学習である。何事においても授業第一に心がけること。
2. 学習は、常に自主的・計画的・合理的・永続的に行い、各自その環境に応じた能率的な学習方法、時間の効果的な利用を工夫すること。

服 装

1. 服装は、教養品位の現れである。清潔・端正を旨とし、華美・虚飾に流れ、粗野・不潔にならないように心がけること。
2. 通学時および学校生活においては、本校指定の制服を着用すること。本校指定の服装は、次の図のとおり。

冬服



夏服



制 服

1. 登下校時（休業日も含む）は、必ず制服を着用すること。
4月、11～3月は冬服 [必ずブレザー着用]
5月～10月は夏服もしくは冬服
2. 希望者は、本校指定のセーターやベストを着用してもよいが、本校指定以外のものは着用不可。
3. 制服の加工は厳に慎しむこと。

防寒具類

1. 防寒具のうちオーバー類、マフラー等は、登下校時に着用してもさしつかえないが、華美なものや特異なものは避けること。ただし、校内では着用しないこと。
2. カッターシャツやブラウスの襟から上にはみ出すようなもの（ハイネックのアンダーウェア類）は着用しないこと。

はき物

1. 通学時においては、くつを使用すること。

2. 校舎内および学校指定の場所では、本校指定の上ばき（スリッパ）を使用すること。
3. 体育館では、本校指定の体育館シューズを使用すること。

くつ下

華美なもの、高校生として品位を欠くものは避けること。

頭髪等

1. 頭髪は、男女ともに清潔・端正を旨とすること。パーマ、脱色、染色等は認めない。
2. 装身具、化粧等学校生活において不必要なものは、身につけたりしないこと。

所持品等

1. カバンその他の携行品は、華美なものは避けること。
2. 不必要な大金および貴重品等は、学校に持参しないこと。
3. 所持品には、必ず記名すること。
4. 下足ロッカーは、必ず施錠すること。

備 考

病気その他やむを得ない理由によって、 所定の服装以外のものを着用する場合には、学級担任を通じて生活指導部に申し出て、異装許可を受けること。

校内生活

1. 登 下 校

(1) 始業時刻を次のように定める。

予鈴 8 時25分 始業 8 時30分

(2) 下校時刻を次のように定める。

四季を通じて17時00分。やむを得ずその時刻以後に学校にとどまる場合は、必ず関係の先生の付添いを必要とする。この場合でも4月から9月の間は19時30分（水曜日は、19時00分）、10月から3月の間は19時00分までに下校すること。

(3) 登校後は、授業終了まで校外へ出ないこと。外出の必要がある場合には、学級担任に届け出て許可を受けること。

(4) 登下校に際して、単車や自動車等の使用は認めない。

(5) 単車や自動車等による送迎を禁止する。特別な事情がある場合には、学級担任に申し出ること。その場合、保護者の送迎 に限り許可する。

2. 互いに敬愛の念をもって接し、礼儀を重んじるように心がけること。
3. 校舎・校具その他の公共物を大切に扱うこと。
4. 校舎内外の清潔・整頓に心がけ、互いに協力して学校の美化に努めること。
5. 日々の掲示・放送に注意すること。
6. 集合時には、時刻を厳守し、敏速・静粛に行動し、良識のある態度で臨むこと。
7. 定められた時間・場所以外では、飲食しないこと。
8. 遊び道具は、絶対に学校に持って来ないこと。
9. 次の場合には、事前に関係の先生の指導を受けること。
 - (1) 諸種の集会・行事を開催する場合。
 - (2) 掲示・放送をする場合。
 - (3) 印刷物を出版、配布する場合。

10. 校舎・校具を借用、または校具を移動する場合には、あらかじめ学校の許可を受けてから行うこと。
11. 次の場合には、関係の先生に届け出ること。
 - (1) 校舎・校具を破損した場合、または破損を発見した場合。
 - (2) 所持品を紛失または拾得した場合。
 - (3) 納金・提出物を期間内に提出できない場合。
 - (4) 事故または盗難に遭った場合。
 - (5) その他異常を発見した場合。

校外生活

1. 校外における服装・言動は、ただ一個人の問題にとどまらない。学校の名誉と高校生としての誇りと品位を保ち、責任のある行動をとるようにすること。
2. 高校生としてふさわしくない場所には、決して出入りしないようにすること。

自転車通学

1. 自転車通学をする者は、本校のステッカーを指定された場所に必ず貼っておくこと。
2. 自転車は、指定された自転車置場に整列して置き、必ず施錠しておくこと。
3. 高鷲方面からの自転車通学者は、定められた通学路を通行すること。農道は通行しないこと。(創立時の申し合せ)
4. 藤井寺駅、高鷲駅からの自転車通学者は、有料駐輪場に置くこと。(駅周辺には置かないこと)
5. 必ず防犯登録および灯火(ライト)の設備をしておくこと。
6. 雨天時は、必ずレインウェアを着用すること。
7. 二人乗りは、決してしないこと。
8. 交通法規をよく守り、無理な運転をせず、他の通行者の邪魔にならないよう心がけること。

相 談

1. 一身上のことがらや友人の問題で解決に苦しむような場合には、保護者や先生などに打ち明けて助言を受け、安心して学校生活を送れるようにすること。
2. 身体上の悩み、その他の悩みは、保健室に気軽に相談すること。(個人の秘密は、厳守します。)

賞 罰

1. 生徒の模範行為は、全生徒に賞揚される。
2. 誓約書に違反して問題を起こしたり、また不正行為をした者は、実情に即し、退学・停学・訓告等の懲戒処分に付せられる。
3. 次のときは、前項に該当する。
 - (1) 喫煙、飲酒およびその器具所持などの予備行為、ならびにその同席。
 - (2) 薬物等の乱用およびその器具所持などの予備行為、ならびにその同席。
 - (3) 窃盗、横領、恐喝、ならびにこれに類する行為。
 - (4) 暴力行為および暴言、ならびにこれに類する行為。
 - (5) 故意による、公共物などを破損または汚損する行為。

- (6) 単車や自動車等を使用した行為、または同乗した行為。
- (7) 考査中の不正行為、ならびこれに類する行為。
- (8) 教育上の指導に対する指導拒否や指導無視などの行為。
- (9) その他学校の秩序を乱す行為など、生徒としての本分に反した行為。

諸 届

1. 諸届は、すべて保護者から学級担任を通じて関係分掌・学校長に届け出なければならない。
2. 次の場合には、書類を提出しなければならない。
 - (1) 氏名・住所・保護者・保証人の変更があった場合は、各変更届。
 - (2) 学校感染症にかかった場合は、医師の証明書。
3. 欠席・欠課・遅刻・早退・外出等について
 - (1) 欠席 欠席する場合は、できるだけ当日にその理由を保護者または本人から口頭で連絡すること。やむを得ない場合には、次の登校日に学級担任に届け出ること。
 - (2) 1 週間以上にわたる病気欠席の場合は、

医師の診断書を添付すること。病後で体育授業等を見学する必要がある場合は、生徒手帳の連絡欄に記入して届け出ること。

- (3) 服忌規定 服忌の場合は、下記を限度として、関係を明記した上で届け出ること。
父母…10日 祖父母・兄弟姉妹…5日
伯叔父母…3日 その他の親族…1日
- (4) 欠課 やむを得ない理由により欠課する場合は、事前に学級担任に届け出ること。
- (5) 遅刻 やむを得ない理由により遅刻した場合は、ただちに教室に入り授業を受け、それが終り次第、教科担当に口頭で申し出ること。遅刻が多い場合には学校から一定の指導を受けることがある。
- (6) 早退 やむを得ない理由により授業の途中で退室する場合または登校後途中で早退する場合は、必ず授業担当者または学級担任に申し出て許可を受けること